

第1回大玉村復興推進協議会 会議概要

日 時	平成29年6月9日（金）10：00～
場 所	大玉村役場分庁舎第3会議室
構成員	大玉村 福島県 株式会社向山製作所 株式会社東邦銀行
事務局	大玉村役場産業建設部産業課

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 復興推進協議会について
- 5 大玉村復興推進協議会の設立について
- 6 議事
 - (1) 副会長の指名について
 - (2) 大玉村復興推進計画（案）について
 - (3) その他
- 7 閉会

会議録

次第	発言者	内容
2 あいさつ	産業建設部長	本村における東日本大震災からの復旧・復興の作業は順調にすすんでおり、住宅除染については作業終了し、現在作業中の道路除染も8月には終了する予定をしております。 今後、将来の大玉村の姿を見据えた復興を進める上で、新たな工場の進出については、地域経済の活性化及び雇用機会の創出につながることであり、歓迎すべきことと思っております。 本協議会については、復興特区法にて、本協議会の場で申請する復興推進計画について協議を行わなければならないものと規定されており、関係皆様にお集まりいただきました。

		策定する復興推進計画について、ご協議いただきたいと存じます。
5 協議会設立	事務局	協議会規約（案）について、ご説明いたします。 東日本大震災からの復興を目的とした、「東日本大震災復興特別区域法」におきましては、国が支援するために、復興特区制度を設けております。 今回、村内の向山製作所が実施する事業に必要な資金の貸付の利子補給金の支給を受けるため、計画を策定するものです。 復興特区支援利子補給金に関する復興推進計画を国に申請するに当たっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須とされており、この協議会の場で、申請する復興推進計画について協議を行うこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。 以下、大玉村復興推進協議会規約（案）について説明 本規約（案）により協議会を設置することとしてよろしいでしょうか。
	出席者	異議なし
	事務局	特に御意見等がないようですので、本協議会は、本日をもって設立することといたします。
	事務局	6 議事については規約第5条に基づき、会長である大玉村産業建設部長にお願いいたします。
6 議事 (1) 副会長指名	産業建設部長	それでは暫時議長を務めさせていただきます。 (1)副会長の指名について 規約第4条第2項の規定に基づき、会長から指名させていただきます。 副会長に福島県を指名いたします。 皆様よろしいでしょうか
	出席者	異議なし
6 議事 (2)推進計画	産業建設部長	続きまして、議題の(2)大玉村復興推進計画案について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	復興推進計画案についてご説明させていただきます。

		以下、大玉村復興推進計画（案）について説明。
	産業建設部長	只今の説明について、皆さまからのご意見・ご質問を いただきたいと思います。
	委員	意見・質問なし
	産業建設部長	大玉村復興推進計画について原案のとおり決定する ことにご異議ありませんか。
	委員	異議なし
	産業建設部長	ご異議なしと認め「大玉村復興推進計画案」について は、原案のとおり決定とさせていただきます。
6 議事 (3)その他	事務局	只今、承認いただいた「大玉村復興推進計画」につい ては、所定の手続きを行った上で、復興庁福島復興局 へ提出いたします。